

東京歴史科学研究会第三七回大会個別報告

大正初期における日本の政軍関係

サーラ・スヴェン
(SVEN SALLER)

注

- (1) 朝日新聞二〇〇二年五月五・六日：『世界』七〇〇号（二〇〇二年四月）、『世界』七〇一号（二〇〇二年五月）、『International Herald Tribune』二〇〇二年五月六日：『Harvard Asia Quarterly』4/4, 2002。既に「9・11」後、「文民統制の空洞化」を恐れた学者、メディアも出てきて（『朝日新聞』二〇〇二年二月一日、一二頁）、現在でもその議論が続いている：『世界』七二二号（二〇〇三年四月）：『世界』七〇九号（二〇〇三年一月）などを参照。
- (2) 『Harvard Asia Quarterly』4/4, 2002。
- (3) 「特に米国に於ける新たな「軍産複合体」(Military-Industrial Complex, 以下MICと略す)の出現を予想する声が浮上している」とある。『朝日新聞』二〇〇三年二月五日、一二頁。
- (4) 政軍関係の定義については、Samuel P. Huntington 『The Soldier and the State』The Belknap Press of Harvard University Press、一九五七年：黒沢文責『大戦間期の日本陸軍』、みすず書房、二〇〇〇年、八四頁～三宅正樹『政軍関係研究』、叢書房、二〇〇一年などを参照。英語で日本語の「政軍関係」に当たるのはcivil-military relations（関係）だが、ドイツ語は日本語と同様に「関係」という言葉が使われている。
- (5) Hannah Arendt 『Elemente und Ursprünge totaler Herrschaft』Piper、1986年（初版は一九五一年、英語）。
- (6) 「軍部」の明細な定義については第三章を参照。
- (7) 客観的シビリアン・コントロールと主観的シビリアン・コントロールの区別については前掲Huntington 『The Soldier and the State』第四章を参照。
- (8) Samuel Finer 『The Man on Horseback. The Role of the Military in Politics』Penguin Books、第二版、一九七六年、五頁；Nordlinger, Eric A. 『Soldiers in Politics. Military Coups and Governments』Prentice-Hall、一九七七年、三頁。
- (9) 永井和 『近代日本の軍部と政治』、思文閣出版、一九九三年、一一頁。
- (10) 山田朗 『昭和天皇の軍事思想と戦略』、校倉書房、二〇〇二年；荒川章二 『軍隊と地域』、青木書店、二〇〇一年；加藤陽子 『徴兵制と近代日本』、吉川弘文館、一九九六年；吉田裕 『日本の軍隊』、岩波書店、二〇〇二年；原田敏一 『国民軍の神話』、吉川弘文館、二〇〇一年；藤原彰 『日本軍史』上下、日本評論社、一九八七年；大江志乃夫 『統帥権』、中央公論社、一九八三年など。詳しくは、吉田裕 『戦争と軍隊—日本近代軍史研究の現在』『歴史評論』二〇〇二年一〇月、四〇～五一頁を参照。
- (11) 前掲三宅『政軍関係研究』、四、一七、一三五～一三六頁；前掲吉田『戦争と軍隊』、四九頁も参照。この欧米の政軍関係の研究の日本への直接適用に対して疑問を感じる者もいるが（例えば前掲永井『近代日本の軍部と政治』、一二頁）、やはり特にNordlinger、Finerなどの研究が明白にしたとおり、軍部、軍は常に政治問題に関心をもち、いずれ政治に関与することは古今東西の象徴であり、各国に当然特徴がある一方、軍による政治への関与が見当たらない国は殆どない。前掲Nordlinger 『Soldiers in Politics』；前掲Finer 『The Man on Horseback』を参照。
- (12) 大江志乃夫 『天皇の軍隊』（昭和の歴史3）、小学館、一九八二年、五

- 百旗頭真「陸軍による政治支配」二・二六事件から日中戦争へ」三宅正樹他編『昭和史の軍部と政治』第二巻・前掲三宅「政軍関係研究」など。
- (13) 頼綱厚「近代日本の政軍関係」、大学教育社、一九八七年・北岡伸一「日本陸軍と大陸政策」、東京大学出版会、一九七八年・雨宮昭一「近代日本の戦争指導」、吉川弘文館、一九九七年・今井清一「大正期における軍部の政治位置」『思想』三九九（一九五七年）、三二二頁、四〇二（一九五七年）、一六七〜一八二頁・前掲黒沢「大戦間期の日本陸軍」。黒沢が「大正デモクラシー期の陸軍に関しては、いまだにほとんど未開拓の状態である」と述べている。前掲「大戦間期の日本陸軍」、三頁。
- (14) 松尾尊兌「大正デモクラシー」、岩波書店、一九九四、v頁。
- (15) 前掲松尾「大正デモクラシー」；三谷太一郎「大正デモクラシー論」、中央公論社、一九八四年；Peter Duus「Party rivalry and political change in Taisho Japan」Harvard University Press、一九六八年。
- (16) 前掲藤原「日本軍事史」、九九〜一〇二頁；戸部良一「逆説の軍隊」(日本の近代9)、中央公論社、一九九八年、一八一頁。
- (17) 前掲北岡「日本陸軍と大陸政策」、三頁；前掲頼綱「近代日本の政軍関係」、七頁；木坂順一郎「軍部とデモクラシー。日本における国家総力戦準備と軍部批判をめぐって」、国際政治学会編『平和と戦争の研究』一九六九年、一〜四二頁。
- (18) この論文は二〇〇〇年、ドイツのボン大学日本研究会で刊行した博士論文のために行った研究に基づいているものである。Sven Saaler「Zwischen Demokratie und Militarismus. Die Kaiserlich-Japanische Armee in der Politik der Taisho-Zeit, 1912-1926」Bier'sche Verlagsanstalt, 2000.
- (19) 軍国主義論争の概要としてはVolker R. Berghahn「Militarismus. Die Geschichte einer Internationalen Debatte」Berg、1986年を参照。日本語訳は三宅正樹「軍国主義と政軍関係」南窓社、1991年。
- (20) 蜷川新「軍国主義」、一九一五年；吉野作造「獨逸の軍国主義」、一九一六年；成澤茂馬「我軍国主義」、一九一六年；内務省警保局「トライチケ軍国主義國家論」、一九一八年；杉村陽太郎「軍国主義打破」、一九二二年。
- (21) 藤原彰「軍国主義研究会の経過について」『思想』三九九号、一九五七年、一〜二頁。
- (22) ナチス支配が軍国主義な側面もあったかどうかについて、激しい論争が行われた。Ulrich Albrecht「Der preussisch-deutsche Militarismus als Prototyp. Aspekte der internationalen wissenschaftlichen Diskussion」『Jahrbuch für Historische Friedensforschung』八号（一九九九年）、三八〜六〇頁、四九〜五三頁参照。
- (23) 特にShawが近代国家における軍国主義の偏在性を強調している。「Classical militarism evolved, from its revolutionary origins in France to the naive patriotism of the decades before the First World War and the ideological nationalisms of the Second. Militarism, contrary to the sociological optimists, was a defining characteristic of the "modern" industrial social order.」Martin Shaw「Post-Military Society. Militarism, Demilitarization and War at the End of the Twentieth Century」Polity Press、一九九一年、六四頁。Dieter Senghaas「Rüstung und Militarismus」Suhrkamp、一九七二年；Anthony Giddens「Consequences of Modernity」University of California Press、一九九〇年；Anthony Giddens「The Nation-State and Violence」Polity、一九八五年；Wolfgang von Bredow「Moderner Militarismus」Kohlhammer、一九八三年も参照。
- (24) ドイツで一九八〇年代の反戦・核兵器配置反対運動から生み出された「平和研究」と(伝統的な)歴史学の中の「軍国主義研究」が、二〇年間ますます接近し、一九九二年以来「歴史平和研究年報」(Jahrbuch für Historische Friedensforschung)を刊行している。
- (25) Stig Förster「Militär und Militarismus im Deutschen Kaiserreich」

Versuch einer differenzierten Betrachtung] 『Jahrbuch für Historische Friedensforschung』 89 (一九九九年) 六三〇～八〇頁、六五頁。

(26) 前掲Förster 『Militär und Militarismus im Deutschen Kaiserreich』；同氏『Der doppelte Militarismus: Die deutsche Heeresrüstung zwischen Status-quo-Sicherung und Aggression 1890-1913』 Stuttgart 一九八五年も参照。

(27) Muthiah Alagappa編 『Military Professionalism in Asia』 Honolulu 二〇〇二年。

(28) 詳しくは前掲三宅『政軍関係研究』第一章、第二章、第四章を参照；前掲Huntington 『The Soldier and the State』を参照。

(29) 三宅正樹『日独政治外交史研究』河出書房新社、一九九六年、一四二頁。

(30) Perlmutterはこれを“Praetorianism”と呼んでいる。Amos Perlmutter 『The Military and Politics in Modern Times』 Yale University Press 一九七七年。

(31) 前掲大江『天皇の軍隊』一三九～一四〇頁。

(32) 前掲Förster 『Militär und Militarismus im Deutschen Kaiserreich』 七一頁。

(33) 日露戦後、日本は防衛問題上でもはや島国ではなく、完全な大陸国家に変形したといってもよからう。前掲頼綱『近代日本の政軍関係』、第一章参照。

(34) 前掲北岡『日本陸軍と大陸政策』第一章、第二筋(二)；松下芳男『日本軍閥の興亡』、芙蓉書房、一九八四年、下巻、六一頁を参照。

(35) 明細は前掲大江『天皇の軍隊』一一七～一二三、一三〇～一三三、一四〇～一四四頁を参照；前掲永井『近代日本の軍部と政治』、第二部(帷幄上奏権の明細な分析)など。

(36) この条項をもって軍部には常に内閣を倒す可能性があった、そして組

閣を防止する武器もあり、しかも倒閣・組閣防止までいかなくても、その力関係を背景にし、内閣に政治的な圧力をかける可能性もあった。一九二二年の大正政変の教訓として、「軍部大臣現役武官制」が一時的に「軍部大臣武官制」に改正されるが、その改正が一九三六年に又逆改正され、しかもこの一九一三年から一九三六年までの間でも「現役」将官でない軍部大臣は一切出現しないため、慣例としての軍部大臣現役武官制が存在し続けたと言ってもよからう。

(37) 前掲頼綱『近代日本の政軍関係』一五、一八二頁。

(38) 「大日本帝国憲法」の制定の際にドイツはどのような影響を与えたかという問題については、Junko Ando 『Die Entstehung der Meiji-Verfassung: Zur Rolle des deutschen Konstitutionalismus im modernen japanischen Staatswesen』 (Monographien aus dem Deutschen Institut für Japanstudien 第27巻) München: Inditium 二〇〇〇を参照。

(39) 前掲藤原『軍事史』上巻、一三九頁。井上清『大正期の政治と軍部』、岩波書店、一九七〇年、三五八頁；角田順『政治と軍事』、光風社出版、一九八七年、二二頁なども参照。

(40) 前掲北岡『日本陸軍と大陸政策』、六七頁。

(41) 池井優『近代日本における軍部の政治的地位』、慶應義塾大学地域研究グループ『変動期における軍部と軍隊』慶應通信、一九六九年、八五～一二四頁。

(42) 前掲雨宮『近代日本の戦争指導』、一四～一五頁。

(43) 三谷太一郎『まえがき』日本政治学会編『近代化過程における政軍関係』、岩波書店、一九八九年、iii～xi頁のvi頁。

(44) 前掲大江『天皇の軍隊』、一九二頁。

(45) 前掲永井『近代日本の軍部と政治』、六七頁。

(46) 前掲頼綱『近代日本の政軍関係』、五頁；黒野耐『日本を滅ぼした国防方針』、文芸春秋、二〇〇二年、二五頁。

(47) 山本四郎『大正政変の基礎的研究』、御茶ノ水書房、一九七〇年；坂野

潤治「大正政変…一九〇〇年体制の崩壊」、ミネルヴァ書房、一九九四年。前掲續編「近代日本の政軍関係」、六九頁。参照。

(48) 例えば町田経字は上原勇作への書簡の中で、その認識を表現している(前掲「上原勇作関係文書」、四七四頁)。

(49) 前掲北岡「日本陸軍と大陸政策」、一五〇頁より引用。

(50) 前掲「上原勇作関係文書」、四七五頁(町田経字→上原勇作、一九二三年二月二五日)。

(51) 前掲北岡「日本陸軍と大陸政策」、一五〇頁。

(52) 一九二三年以前(前掲「宇垣一成日記」、三九五頁参照)派閥闘争については殆ど言及されていない。「上原勇作関係文書」でも、派閥対立問題に関する文献は一九二四年の宇垣陸相就任問題までは比較的少ない。寧ろ、上原勇作とその派閥の台頭は、「長閑の陸軍」から「日本帝国之陸軍」への発展として解釈する文書が見当たらない。

(53) 前掲「上原勇作関係文書」、八六頁(宇都宮太郎→上原勇作、一九一六年二月一日)。

(54) 国立国会図書館憲政資料室所蔵寺内正毅関係文書三二五―三三〇。

(55) 田中隆吉「日本軍閥暗闘史」、長崎出版、一九九三年(改訂版)、九頁。

(56) 陸軍省によって提出された理由書は前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一四九―一五〇頁。浅野和夫「原首相の臨時海軍大臣事務管理と大正デモクラシー」【慶応義塾大学大学院法学研究科論文集】第三二号(一九八五年)、二九―四六頁(特に三六―三七頁)を参照。

(57) 詳しくは前掲浅野「原首相の臨時海軍大臣事務管理と大正デモクラシー」、三七―三八頁を参照。

(58) 前掲今井「大正期における軍部の政治位置」、二二頁。さらに前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一五〇―一五一頁。前掲松下芳男「日本軍制と政治」、くろしお出版、一九六〇年、七〇―七一頁を参照。

(59) 前掲續編「近代日本の政軍関係」。

(60) 前掲續編「近代日本の政軍関係」、一一〇頁。

(61) 前掲「上原勇作関係文書」、七五頁(宇都宮太郎→上原勇作、一九一五年三月二日)。

(62) これは日本陸軍の歴史で最長の継続任期である上、上原がいわゆる三長官職に就くのも前例がなく、後例として杉山元だけがある。

(63) 田健治郎の政治的秘書である松本綱吉も頻繁に上原勇作と会合したり、上原と連絡をとったりしていたのは「松本綱吉政治日誌」からわかる。例えば、一九二二年十月十七日上原は松本との会談で「政局問題に付き大なる憂慮を抱き居られたり」と述べている(岡義武、林茂校訂「大正デモクラシー期の政治」―松本綱吉政治日誌、岩波書店、一九五九年、一一六頁)。「松本綱吉政治日誌」では、上原勇作と松本綱吉・山県有朋との他会談について、残念ながら詳しい記述は殆どないが、その回数とその長さ(一九二二年十二月十二日で松本が上原と「参謀本部にて数時間政治上の談話をなす」と。前掲「松本綱吉政治日誌」、二二二頁)から上原の政治的野心が推測できる。

(64) 前掲北岡「日本陸軍と大陸政策」、一四九頁。

(65) 前掲「宇垣一成日記」、八八頁。

(66) 前掲「宇垣一成日記」、八九頁。

(67) 前掲「宇垣一成日記」、九四頁、傍点は引用者。

(68) 前掲大江志乃夫「天皇の軍隊」、一四七―一四九頁。

(69) 前掲北岡「日本陸軍と大陸政策」、一四六―一五〇頁。

(70) 前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、二二九頁。二六〇頁(注15)は前掲浅野「原首相の臨時海軍大臣事務管理と大正デモクラシー」、四〇―四二頁。

(71) 本章も参照。

(72) 前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一四一―一四二頁。

(73) 前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一四四―一四七頁などを参照。

(74) 前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一五六頁。右同一四三頁。前掲木坂「軍部とデモクラシー」、一四頁も参照。

- (75) 前掲松尾「大正デモクラシー」。
- (76) 前掲北岡「日本陸軍と大陸政策」、二頁。
- (77) 前掲松下「日本軍閥」、下巻、一〇一頁。
- (78) 前掲「上原勇作関係文書」、四八六頁(町田経字→上原勇作、一九一九年七月一六日)。
- (79) 細谷千博「シベリア出兵の史的的研究」、有斐閣、一九五五年。前掲松下「日本軍閥の興亡」、下巻、一三八頁。
- (80) 前掲北岡「日本陸軍と大陸政策」、三三〇頁。
- (81) シベリア出兵については、原輝之「シベリア出兵…革命と干渉一九一七—一九二二」、筑摩書房、一九八九年を参照。更に、資料として参謀本部編「大正七年乃至十一年 西伯利亚出兵史」、新時代社、一九七二年(再版)が第一次資料である。原版は七巻で構成されているが、復刻版は上、中、下三巻で構成され、本論文では巻数、頁数は復刻版によるものである。
- (82) 前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一八〇頁。松下芳男もシベリア出兵を「宣戦布告のない戦争であった」と評価している(前掲松下「日本軍制と政治」、四七頁)。
- (83) 前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一三九頁参照。
- (84) 前掲「宇垣一成日記I」、一五八頁。田中義一伝記刊行会編「田中義一伝記」、原書房、一九八一年、下巻、四頁も参照(「正に夢の実現すべき絶好の機会である」)。
- (85) 續編が指摘しているとおり、領土的野心が非常に掴みにくく、殆ど資料で明白には出ていない(前掲續編「近代日本の政軍関係」、一九五頁[注3])。最も明白な資料はおそらく「東欧新戦線構成ニ関スル研究」(一九一八年九月)であろう。その中で、「列国ヲシテ絶対且永遠ニ極東露領ニ於ケル帝国ノ優越権ヲ承認セシメ東部西伯利及之ニ近接セル支那土ヲ包擁スル地域ニ帝国ノ勢力ヲ確実ニ扶植スルコト」が求められている。前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、上巻、二二七頁。

- (86) 前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、上巻二二頁以降(参謀本部)二五五頁(関東都督府)。
- (87) 国立国会図書館憲政資料室所蔵、田中家文書四九「シベリア出兵ニ関スル田中参謀次長ノ意見(草案)」。前掲「田中義一伝記」、三、四頁参照。参謀本部の資料(前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」)でも同様な見解が浮かんでくる。
- (88) 前掲「宇垣一成日記I」、一七三頁。政党政治家が「党利党略」を優先している、という軍人の判断について、例えば三浦梧楼の談話をご参照。前掲「松本綱吉政治日誌」、一三三頁(一九二二年十二月十七日)。上原勇作も同じ松本綱吉に対して、「政党問題」について言及している(前掲「松本綱吉政治日誌」、三三九頁(一九二四年八月十八日))。
- (89) 前掲「上原勇作関係文書」、一四六頁(大島健一→上原勇作、一九一三年(?)、二月一五日)。この政党に対する軍の不信は近代国家、近代軍隊の普遍的なメルクマールである。前掲Nordinger「Soldiers in Politics」、五六頁。
- (90) その決定過程を巡る情勢について前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一〇九頁参照。
- (91) 前掲「西伯利亚出兵史」上巻、二四頁。七万二千人の兵士以上、全ての常備師団のシベリアへの投入までも当時参謀本部で検定されたようである。前掲續編「近代日本の政軍関係」、一八五頁参照。
- (92) 前掲「宇垣一成日記I」、二二六頁。上原勇作伝記でも、上原が「貝加爾以東を制して緩衝地帯を設定することを主張し」と述べられている。荒木貞夫編「元帥上原勇作伝」、元帥上原勇作伝記刊行会、一九三七年、上巻、一一頁。前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、上巻、一三三七頁(「東欧新戦線構成ニ関スル研究」)中巻、六二二頁も参照。
- (93) 前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、上巻、二二三頁(付録第三、付録第四、付録第六など)。
- (94) 前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、上巻、五八一頁。

- (95) 前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、上巻、三六〇―三六一頁・五八一頁・中巻、八八三頁。「浦塩派遣軍高等司令部勤務令」で、この政務部は、「軍事外交ニ関シ軍司令官ノ諮詢ニ応ス」と規定されていた。同上、上巻、五八一頁。
- (96) 詳しくは日本近代史料研究会編「日本陸海軍の制度・組織・人事」、二〇八頁から。前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、中巻、八七一頁を参照。
- (97) 前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、上巻、二七九頁・中巻、八八三頁・八八四―八八六頁(特務機関勤務規定)・九八一頁も参照。
- (98) 特務機関の活動について、前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、中巻、八七〇頁・一〇〇二頁(「セミョノフ」支隊兵器取扱教習ノ情况)・前掲Saler「Zwischen Demokratie und Militarismus」六・三章・前掲原「シベリア出兵」、第8章、第一〇章、第二章などを参照。日本陸軍のシベリアにおける宣伝活動について、前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、中巻、九七九頁を参照。一九三二年のシベリア撤兵と同時に、特務機関も呼び戻された。前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、下巻、一三二二頁。
- (99) この援助、指導は何年間にわたって陸軍の黒木親慶大尉によって行われた。
- (100) 前掲編「近代日本の政軍関係」、一八六頁。セミョノフ援助について前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、中巻、八七六―八七八頁を参照。
- (101) 前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、中巻、九八一頁。
- (102) 山本四郎編「西原亀三日記」、京都女子大学、一九八三年、二三七頁。
- (103) Sven Salter「日本の大陸進出とシベリア出兵―帝国主義拡張の『間接支配構想』をめぐって」『金沢大学経済学部論集』第一九巻、第一号(一九九八年)・前掲参謀本部編「西伯利亚出兵史」、中巻、九八七頁・前掲原「シベリア出兵」、四〇七頁を参照。
- (104) 前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一四二―一四三頁参照。
- (105) 前掲「上原勇作関係文書」、二二四頁(白水淡↓上原勇作、一九一九年二月一日)。
- (106) 前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、二二九頁を参照。
- (107) 撤兵にいたるまでの過程について前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、第二章、補論を参照。
- (108) 前掲参謀本部「西伯利亚出兵史」上巻、二八頁・前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一三八頁・一四三頁も参照。
- (109) ルーデンドルフ独裁がドイツで軍部の政治への介入の頂点であり、前例のない動きであった。それまでドイツ帝国軍の将校たちは「政治」を汚いビジネスだと思い、政治から距離を守ったのであった。前掲三宅「日独政治外交史研究」、二六頁。
- (110) 前掲黒沢「大戦間期の日本陸軍」を参照。
- (111) 前掲「宇垣一成日記I」、五〇頁。
- (112) 前掲編「近代日本の政軍関係」、五頁。
- (113) 前掲黒沢「大戦間期の日本陸軍」、七六頁・前掲編「近代日本の政軍関係」、二〇九頁・前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一四四頁。
- (114) 前掲黒沢「大戦間期の日本陸軍」、八五頁。
- (115) 前掲編「近代日本の政軍関係」、一八五頁。
- (116) 日本統計協会編「日本長期統計総覧」、第五巻、日本統計協会、一九八八年、五二四―五二五頁を参照。
- (117) 例えば前掲「上原勇作関係文書」、五〇二頁(町田経字↓上原勇作、一九三二年五月二九日)。
- (118) 前掲編「近代日本の政軍関係」、一三〇頁。前掲「上原勇作関係文書」、二七〇頁(田中国重↓上原勇作、一九二四年八月一九日)を参照。土田宏成「陸軍軍縮時における部隊廃止問題について」『日本歴史』五六九号、七〇―八五頁を参照。
- (119) 前掲「宇垣一成日記I」、一九二―一九三頁。
- (120) 前掲「上原勇作関係文書」、二二二頁(田中国重↓上原勇作、一九二

二年一〇月六日)。

(121) 「我が軍の方針としては戦争の終結を早むるの教育最も肝要なり。」

前掲「宇垣一成日記」、三三三頁。

(122) 前掲「宇垣一成日記」、三三二頁；Richard J. Smethurst 「A social basis for prewar Japanese militarism: the army and the rural community」 University of California Press 一九七四；前掲續編「近代日本の政軍関係」、四三〇―四八頁；前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、第二章、補論3、などを参照。

(123) 前掲續編「近代日本の政軍関係」、四八―五三頁。

(124) 「普通教育者の仕事は(中略)良兵たり得るの人を造る」、前掲「宇垣一成日記」、一〇一頁。前掲黒沢「大戦間期の日本陸軍」、三八頁；第四章も参照。

(125) 福本邦夫「官僚」、弘文堂、一九五九年、七二頁；七〇―七二頁も参照。

(126) 前掲松下「日本軍制と政治」、四七頁。

(127) 例えば、前掲松下「日本軍閥の興亡」、上巻、二二六頁。

(128) 宇垣一成一九二五年曰く、「軍人を軍部の大臣として一般政治にまで干与せしむるときは、其軍人が卓越なるときは文武両方面に於ける權威がつきて政府を脅威し尚進んでは主権を占有するに至るの危険が伴ふべきことは、欧州の史実に於て屢見る所である。今日に於いては此危険を避け度精神よりして勉めて軍人を軍部の大臣に任用することはなさぬのである。斯の如き出発点を有する欧州の制度を其歴史を異にする我邦に於て強て模倣せざるべからざるの必要をば認めぬ。」政軍関係研究では、特にEric Nordlingerが「暴力の管理」による軍のクォーターの可能性の偏在性を強調している。前掲Nordlinger 「Soldiers in Politics」、五頁。

(129) 例えば、一九二二年・一九二三年における田中義一の活動(前掲北岡「日本陸軍と大陸政策」、二九五頁)、福田雅太郎と西原亀三の計画(前掲續編「近代日本の政軍関係」、一〇二頁)など。そして、一九二二年の西園寺内閣倒閣の出来事も決して忘れられたことではない。一九二五年、

松浪代議士曰く、「二師団増設の為に政変を起しても許せざる陸軍部内より出でて四師団減を断行したる勇氣と果断と之れに部内を纏めたる陸相宇垣は如何なる人か、遣て見たき氣がする。」(前掲「宇垣一成日記」、四六〇頁にて引用)。

(130) 前掲水井「近代日本の軍部と政治」、二六〇頁。

(131) 松尾尊兌・三谷太一郎「日本の近代をどう捉えるか」(第三回)「世界」二〇〇一・一〇、一九二頁。

(132) 前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、二二五頁。その事態に考えられる理由も、雨宮が別のところで間接的に上げている。「元老藩閥勢力による非公式な形態での一致のさせ方、元老山県に依存する(原敬内閣)という点では依然として内包し」ていた。前掲雨宮「近代日本の戦争指導」、一四四頁。松尾尊兌・三谷太一郎「日本の近代をどう捉えるか」(最終回)「世界」二〇〇一・一一、一三八―一三九頁。

(133) 前掲「上原勇作関係文書」、五〇〇頁(町田経字↑上原勇作、一九二三年三月一日)。

(134) 前掲「宇垣一成日記」、二六二頁。

(135) 前掲戸部「逆説の軍隊」、一九九頁；前掲黒沢文貴「大戦間期の日本陸軍」。しかし、それと同時にデモクラシー思潮に対して多くの軍人は「トラウマ」的経験したといってもよからう。前掲戸部「逆説の軍隊」、二四五頁。

(136) Messerschmidt, Manfred 「Allgemeine Wehrpflicht Legitimes Kind der Demokratie?」 「Sicherheit und Frieden」一九九五、九一―一〇一頁。

(137) Peter Aller 「Nationalismus」 Piper、一九九四年、二〇頁。

(138) 前掲續編「近代日本の政軍関係」、四二頁。

(139) 前掲大江「天皇の軍隊」、一四二頁；前掲Huntington 「The and the State」、一一一頁；前掲Carsten 「Germany, From Scharnhorst to Schleicher」を参照。

(140) この「国是」は一九〇七年の国防方針策定の時から陸軍の中心的な構

想になったが（前掲續編『近代日本の政軍関係』を参照）、大正時代においてこそ純粋な「軍事作戦」から他の政策を関連させてきた。宇垣一成曰く、「軍隊の精気を健全に保持し益々之を昂上発展せしむるの必要なることは国家存立に関する永久的要件なりとす。」前掲「宇垣一成日記」一、八九頁。

(141) 宇垣は軍の政治介入を四段階で非常に分かりやすく説明している…

— 合憲的な影響力、

— 圧力、ゆすり、

— 差し替え（暴力行使または暴力の脅迫によって、好まざる内閣の倒閣）、

— 軍制（軍部独裁など）の確立。前掲Finer『The Man on Horseback』第七章。

(142) 前掲大江「天皇の軍隊」、三二六頁。